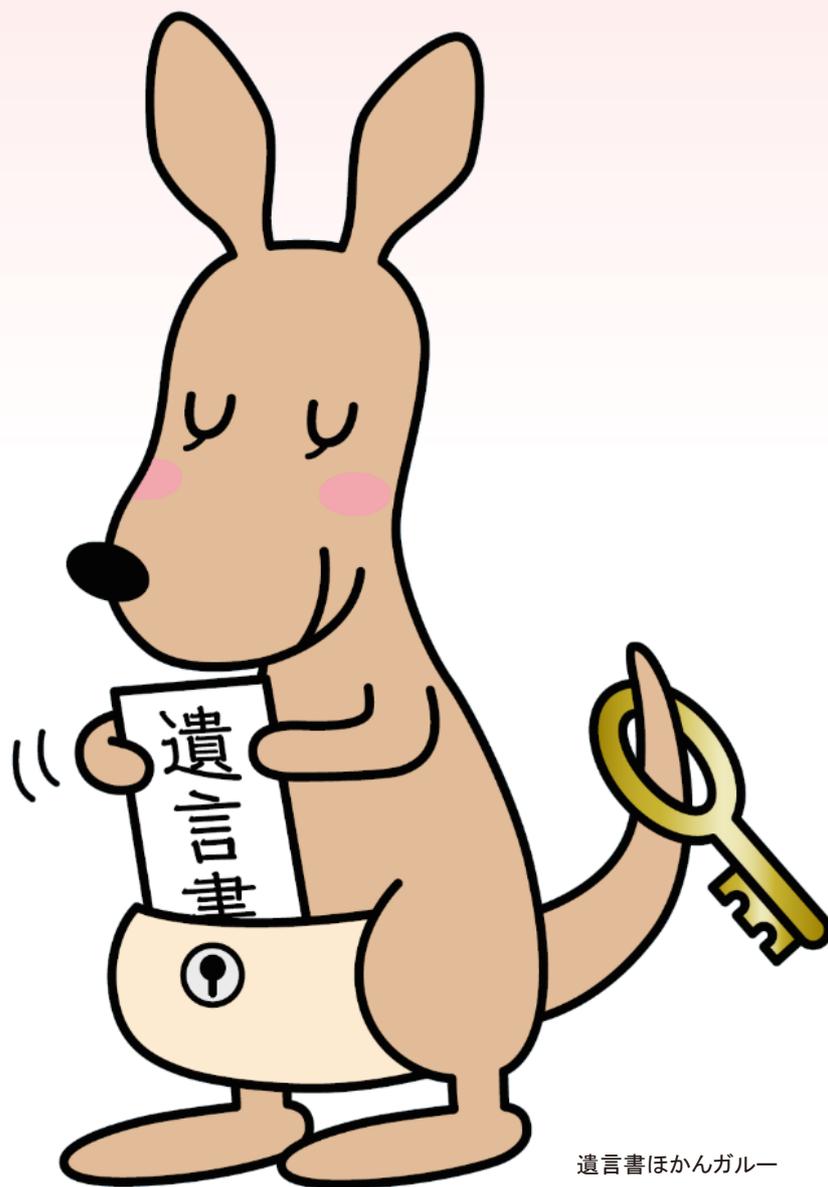


法務局に遺言書を預けてみませんか？

白筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を
法務局が守ります。



遺言書ほかんガルー

神戸地方法務局



法務省ホームページでもご案内しています

法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html





自筆証書遺言書保管制度ってなに？

なぜこの制度が必要なの？



遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれがあります。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

- ✕ 相続人に発見されないことがある
- ✕ 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に起因するトラブル

解消策

法務局（遺言書保管所）が遺言書を保管する制度



法務局に預けたらどんなメリットがあるの？

遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- 遺言書保管所から、遺言書を保管していることをお知らせすることで、相続人等に手続を促します。
- 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所であるか否かにかかわらず、全国どこの遺言書保管所においても、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。



遺言書を預ける手続はどうしたらいいの？

遺言者



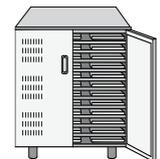
遺言書

遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、**直接本人が出向きます。**

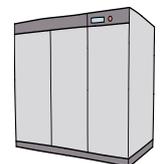
予約・申請

法務局 (遺言書保管所)

法務局の事務官
(遺言書保管官)



原本保管



画像データ化

- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を外形的に確認等

※本人が出向くことなく、代理人のみで手続を行うことはできません。



保管の申請に必要なものは？

- **自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4判，片面で，とじたり封のされていないもの）
- **保管申請書**（法務省指定の様式）
- **添付書類**（**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写しなど（作成後**3か月以内**））
- **本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの**顔写真付き**の身分証明書）
- **手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））



保管の申請はどこに法務局にすればいいの？

遺言書の保管の申請は，遺言者の**住所地**，**本籍地**，**所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば，どこでも可能です。ご自身にとって一番便利なところを選んでください。

兵庫県内の法務局（遺言書保管所）は最終ページをご覧ください。



注意事項

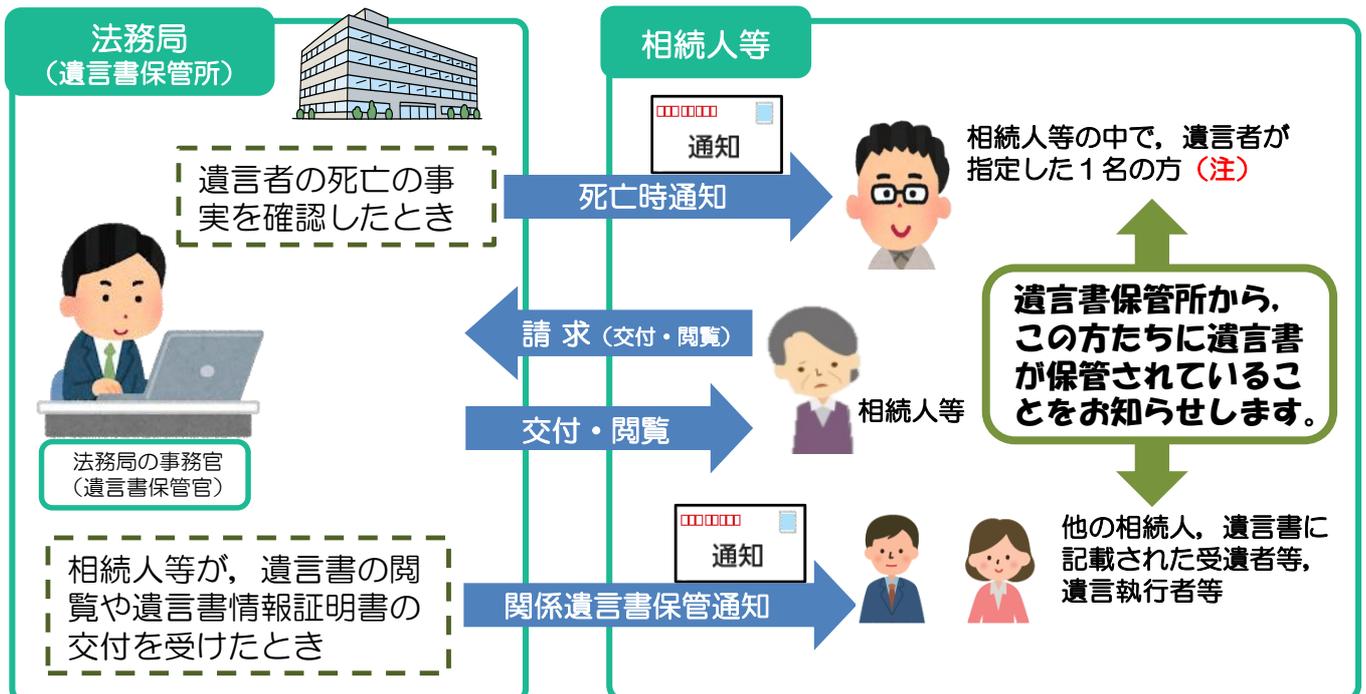
- 必ず**予約**をして**遺言者本人**が来庁してください。
- 保管の対象となるのは，自筆証書遺言書のみです。
- **法務局では，遺言書の内容に関する御相談には応じることができません。**遺言書の内容について御不明な点がある場合は，弁護士等の法律の専門家に御相談ください。



遺言者が亡くなられた後の手続は？

この制度では，相続人等の方は主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）



(注) 遺言者があらかじめ死亡時通知を希望した場合に限られます。このため，遺言者が通知を希望せず，どなたも指定していなかった場合には，通知は行いません。

お問い合わせ先

詳しくは、ご住所を管轄する下記の法務局にお問い合わせください。

(注) 法務局の出張所では取り扱っていませんので御注意ください。



法務局	管轄区域	電話番号
本局	神戸市(西区を除く), 芦屋市	078(392)1821
西宮支局	西宮市	0798(26)0061
伊丹支局	伊丹市, 宝塚市, 川西市, 三田市, 川辺郡(猪名川町)	072(779)3451
尼崎支局	尼崎市	06(6482)7401
明石支局	神戸市西区, 明石市, 三木市	078(912)5511
柏原支局	丹波篠山市, 丹波市	0795(72)0176
姫路支局	姫路市, 神崎郡(市川町, 福崎町, 神河町)	079(225)1915
加古川支局	加古川市, 高砂市, 加古郡(稲美町, 播磨町)	079(424)3555
社支局	西脇市, 小野市, 加西市, 加東市, 多可郡(多可町)	0795(42)0201
龍野支局	相生市, 赤穂市, 宍粟市, たつの市, 揖保郡(太子町), 赤穂郡(上郡町), 佐用郡(佐用町)	0791(63)3221
豊岡支局	豊岡市, 養父市, 朝来市, 美方郡(香美町, 新温泉町)	0796(23)0417
洲本支局	洲本市, 南あわじ市, 淡路市	0799(22)0497

手続は予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用HPから、各手続をご予約いただけます。

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

予約はお電話でも可能です。



遺言・相続等に関する相談

- 全国の弁護士会 日本弁護士連合会HP <https://www.nichibenren.or.jp/>
- 全国の公証役場 日本公証人連合会HP <https://www.koshonin.gr.jp/>
- 全国の司法書士会 日本司法書士会連合会HP <https://www.shiho-shoshi.or.jp/>